

「訪問介護等保険対象外サービス」金額表

※当サービスは、保険対象外であるため、全額自己負担となります
 ※請求額は、国が定める「訪問介護」の点数を基準にしています
 ※当サービスを契約された方が、介護保険支給量を超える訪問介護サービスを利用することに同意した場合、この金額表が適用されます

◎訪問介護費

イ 身体介護

身体介護	請求額
20分未満	1,670円
20分以上 30分未満	2,500円
30分以上 1時間未満	3,960円
1時間以上 1時間30分未満	5,790円
1時間半以上、30分毎に 5,790円	+840円

ロ 生活援助

生活援助	請求額
20分以上 45分未満	1,830円
45分以上	2,250円

ハ 身体介護＋生活援助

身体1生活1	請求額
50分～60分	3,170円

※必要に応じて、時間延長は可能です。

ニ 通院等乗降介助が中心である場合（1回につき）

利用料金
990円

<その他留意事項>

- (1) 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために
国で定められた標準的な所要時間です。
- (2) 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間では
なく、事業のサービス計画に基づき決定されたサービス内容を行
うために標準的に必要となる時間に基づいて事業のサービス給
付費体系により計算されます。
- (3) 平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサー
ビスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算され
ます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介
護保険の対象となります。
- ・夜間（午後6時から午後10時まで）：25%
 - ・早朝（午前6時から午前8時まで）：25%
 - ・深夜（午後10時から午前6時まで）：50%
- (4) 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、
ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただ
きます。
- ＊ 2人の訪問介護員でサービスを行う場合（例）
- ・暴力行為等が見られる方へサービスを行う場合
- (5) 介護保険または介護予防の給付額に変更があった場合、それ
に準じて保険外対象サービスの利用料金も変更となります。